



許可番号第 06341001420 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 静岡県浜松市南区米津町 2 2 6 6 番地の 1

名 称 山吉建設 株式会社

代表者の氏名 代表取締役 菅沼 孝之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

浜松市長 鈴木 康友



許 可 の 年 月 日 令和 2 年 1 月 8 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 7 年 1 月 7 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分（移動式破碎）、埋立処分

(2) 産業廃棄物の種類

ア 移動式破碎

がれき類

以上 1 種類

イ 埋立処分

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

以上 2 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 移動式破碎施設

ア 設置場所

浜松市内

イ 設置年月日

平成 2 0 年 9 月 4 日

ウ 処理能力

がれき類 600t/日

エ 許可年月日

平成 2 0 年 6 月 1 6 日

オ 許可番号

第080408221号

(2) 埋立施設 (安定型)

ア 設置場所

浜松市南区小沢渡町字浜芝地2739番1 外13筆

イ 設置年月日

平成20年 9月 4日

ウ 埋立地の面積

5,165.02 m²

エ 埋立容量

38,258.92 m³

オ 埋立処分する産業廃棄物

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)

カ 許可年月日

平成18年12月11日

キ 許可番号

第060314221号

3. 許可の条件

移動式の破碎施設について

- (1) 移動式破碎機の使用場所は、解体工事等の現場内に限る。
- (2) 移動式破碎機の移動に際しては、廃棄物の処分を完了していること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 昭和54年12月 4日 新規許可
- (2) 令和 2年 2月14日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無